

## ＜福祉移送関連・事例集＞

1. 枚方市福祉移送サービスと「共同配車センター」
2. 大阪府「福祉輸送普及促進モデル事業」の実施
3. 福祉輸送普及促進モデル事業
4. 町田市福祉移送サービス共同配車センター
5. よこはまお出かけサポート事業
6. ボランティアセンターの設置・運営
7. 関西STS(スペシャル・トランスポート・サービス)連絡会
8. 福祉有償運送の「運転協力者講習会」
9. ファミリー・サポート・センター事業



場 所 大阪府枚方市

特 徴

- ・枚方市が福祉移送サービスの「共同配車センター事業」を2004年11月開始  
配車業務は社会福祉法人「であい共生舎」に委託
- ・発着地のいずれかが枚方市内にあれば、タクシー運賃のおおむね2分の1程度で目的地へ運んでもらえる（タクシー運賃：2,090円/30分として）
- ・共同配車センターの利用者は事前の会員登録が必要

概 要

○福祉移送サービス利用と共同配車センター利用との比較

・利用回数

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
福祉移送サービス	918	16,477	28,361	59,327	53,245
共同配車センター利用	—	251	2,367	5,350	5,866
移送ボランティア		—	1,139	4,060	4,002
有償運送事業者		138	632	545	632
介護タクシー事業者		113	596	745	1,232

・利用延人数

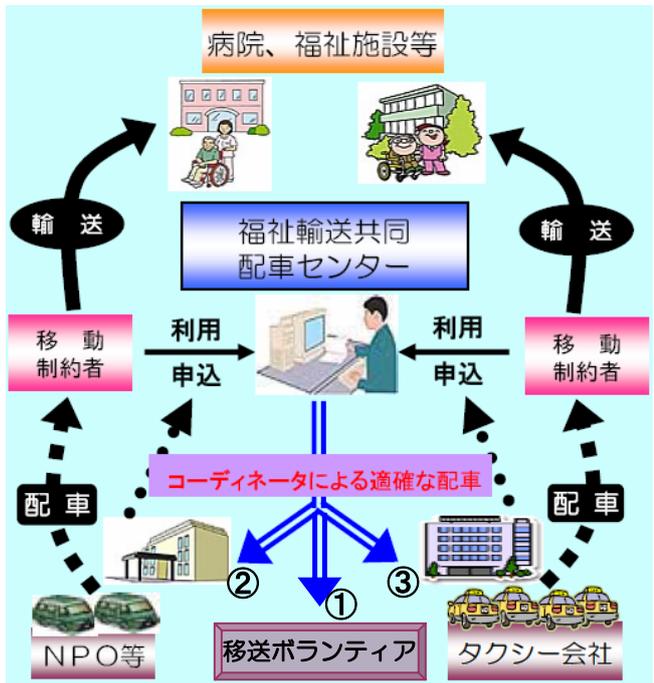
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
福祉移送サービス	1,546	24,081	40,637	70,140	57,540
共同配車センター利用	—	106	525	988	1,133

○共同配車センター

- ・登録事業所
  - NPO法人：2者（有償運送事業者）
  - 社会福祉法人：4者（有償運送事業者）
  - 介護タクシー：11社
- ・移送ボランティア：37人が「共同配車センター」に登録（20年10月現在）
- ・共同配車センター利用会員登録者数

16年度	17年度	18年度	19年度	累計
137人	182人	167人	141人	627人

- ・共同配車センター登録ボランティア・事業所の中から、空いている車両や利用者の希望に合わせた車両を電話で手配（コーディネーター1人専従）
- ・個人登録の「移送ボランティア」、NPO法人等の「有償運送事業者」、緑ナンバーの「介護タクシー事業者」と順次調整している。
- ・配車にあたり、利用者からは運賃の安い所をお願いしたいという要望が多いが、ボランティアベースでは供給に限界があり、タクシー事業者の配車も多い。



事例－ 1	枚方市福祉移送サービスと「共同配車センター」	2 / 3
-------	------------------------	-------

場 所 大阪府枚方市

概 要 ○共同配車センター利用者の目的別利用実績（年間延回数）

	16年度	17年度	18年度	19年度（構成比率）
通院	172	1,569	2,566	2,926（49.9%）
施設・作業所等送迎	28	356	1,036	1,274（21.7%）
買い物等・余暇	43	390	1,499	1,460（24.9%）
その他	8	52	249	206（3.5%）
合計	251	2,367	5,350	5,866（100.0%）

○共同配車センター利用者の時間帯別利用実績（年間延回数）

	16年度	17年度	18年度	19年度（構成比率）
6時～7時	2	0	9	2（0.03%）
7時～8時	3	107	242	230（3.9%）
8時～9時	16	326	609	712（12.1%）
9時～10時	55	415	1,036	1,106（18.9%）
10時～11時	47	445	737	801（13.7%）
11時～12時	39	284	546	505（8.6%）
12時～13時	21	97	280	289（4.9%）
13時～14時	17	86	419	643（11.0%）
14時～15時	18	153	190	227（3.9%）
15時～16時	11	157	431	502（8.6%）
16時～17時	13	154	507	507（8.6%）
17時～18時	6	89	248	203（3.4%）
18時～19時	2	36	16	23（0.4%）
19時～	1	18	80	116（2.0%）
合計	251	2,367	5,350	5,866（100.0%）

○ボランティアが自費で講習を受けるのは負担

- ・枚方市では1日で詰めて実施（講習費9,500円＋テキスト代）
- ・国の講習は、介助の座学と実習で2日間、1人1万円程度かかる。
- ・適正検査も求められているが、枚方市では現在、努力義務としている。
- ・全国展開になってから講習を2回実施し、1回当たり20人定員で実施したが、登録するのは2人／回程度である。

○経緯

- ・枚方市が、平成15年4月21日「構造改革特区」の認定を受け、全国に先駆けて「福祉移送サービス」を開始
- ・新たにセダン型等一般車両を用いた「セダン特区」に平成16年4月認定
- ・全国展開されたため平成19年3月31日に特区は取り消し
- ・セダン車両導入にあたり、監督・管理が届きやすい福祉移送サービス法人名義の車両を先行認可し、個人車両は「共同配車センター」一括登録管理を原則とした。同時に、共同配車センターによる運営協議会認定・ボランティア運転講習会を実施し、市民参加による参加型移送サービスがスタート

場 所 大阪府枚方市

概 要

○福祉移送サービス事業所（17 者）と料金設定

－そのうち「共同配車センター」に登録しているのは6 者（下表の網がけ）

－共同配車センターを通した料金は「初乗り 30 分 500 円+250 円/30 分」

No	事業所名	料 金
1	安心苑 ニコニコサービス	小型:初乗り、加算30分700円 大型:初乗り、加算30分1000円 迎車料金(起点:事業所・車庫)
2	移送サービス うぐいすの里	初乗り30分600円、加算10分200円 迎車料金(起点:車庫)
3	関西生活文化研究会 おでかけ	初乗り2km300円、加算1km120円
4	福祉移送サービス さくら	小型:初乗り、加算30分700円 大型:初乗り、加算30分1000円 迎車料金(起点:事業所・車庫)
5	さくらんぼ	時間制:初乗り、加算30分600円 距離制:初乗り2km200円、加算1km100円 待機料金5分100円
6	移送サービス しらかば	小型:初乗り、加算30分700円 大型:初乗り、加算30分1000円 迎車料金(起点:事業所・車庫)
7	聖徳園 福祉移送サービス	往復1時間以内1500円 介助料金1000円(介助者が2名の場合)
8	ケアプランセンター NPOスマイル枚方	初乗り、加算30分700円
9	ケアハウス つくしんぼ	小型:初乗り、加算30分1045円 大型:初乗り、加算30分1375円
10	とうかえで	初乗り60分1000円、加算15分250円
11	ワークショップ虹	初乗り60分500円、加算30分250円
12	ふれあい愛逢	枚方市内:初乗り、加算20分500円 枚方市外:初乗り2km200円、加算1km100円 待機料金30分250円(最初20分無料)
13	ベルビー	○介護保険、障害福祉サービス利用時 ・初乗り2km200円、加算1km100円(待機料金5分100円) ・初乗り、加算 30分600円 ○介護保険、障害福祉サービス以外の利用時 ・初乗り30分1000円、加算15分500円
14	ぼとす	初乗り、加算20分500円 待機料金5分100円
15	ホームベース	枚方:初乗り、加算30分800円 北摂・河北:初乗り、加算30分1000円 待機料金(遠方)1時間1000円
16	特定非営利活動法人 訪問介護サービス優	初乗り2km300円、加算1km100円 初乗り30分600円、加算15分300円 待機料金5分100円(5分未満切り捨て)
17	サービスセンター わらしべ	中型:初乗り、加算30分1220円 大型:初乗り、加算30分1350円 迎車料金(起点:事業所)

場 所 大阪府下全域

特 徴

- ・大阪府、大阪市、堺市が共同で「福祉輸送普及促進モデル事業」について平成19年11月1日に全国初の認定
- ・「大阪福祉タクシー総合配車センター」が平成19年12月20日運用開始
- ・実施主体は、(財)全国福祉輸送サービス協会 近畿支局 大阪支部

概 要

○事業内容  
府内で福祉車両を有するタクシー事業者（者）が共同で配車センターを設け、利用者からの求めに応じ、その個別ニーズに迅速かつ的確に対応した福祉車両の配車を行うもの

○参画予定事業者数  
89社（126両）（平成19年9月末現在）

○配車通信方法  
電子メール配信によるモバイル受信、送信

○大阪福祉タクシー総合配車センターの概要

- 受付：平日（土・日・祝休み）の午前9時～午後5時まで【配車は年中無休】
- 予約方法：配車センターに、電話又はFAXで申し込み  
 電話：06-6268-2945（フクシゴ）  
 FAX：06-6268-2946 まで

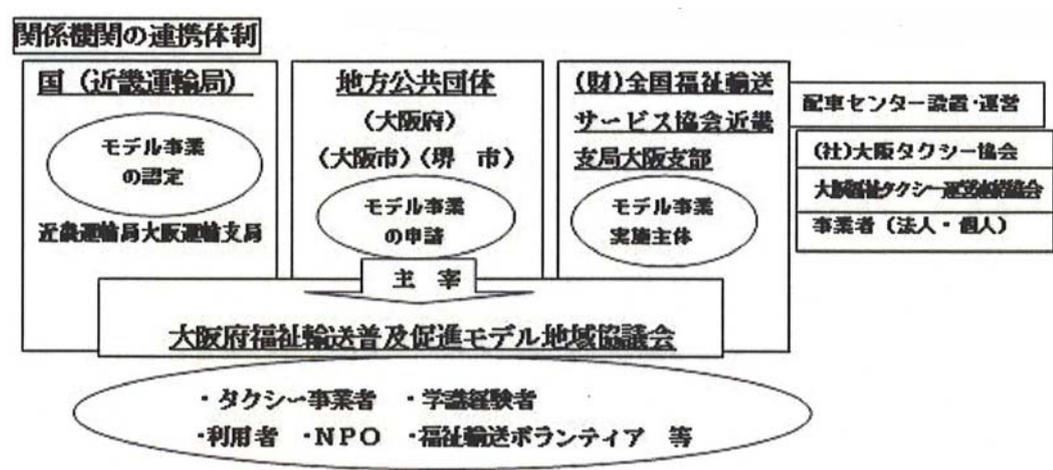
運 賃	大型車 ※乗車定員7名以上	30分間 までごとに	2,700円
	中型車 ※乗車定員6名以下	30分間 までごとに	2,400円
	小型車 ※乗車定員5名以下	30分間 までごとに	2,000円

迎車料金 …… 一律 1,000円

◎なお、別途加算される料金は次のとおりです。

- 乗降以外の介助を必要とする場合。
- 酸素ボンベを使用する場合。
- 乗務員が2名以上で対応する場合。

○モデル事業の実施体制



場所 大阪府下全域

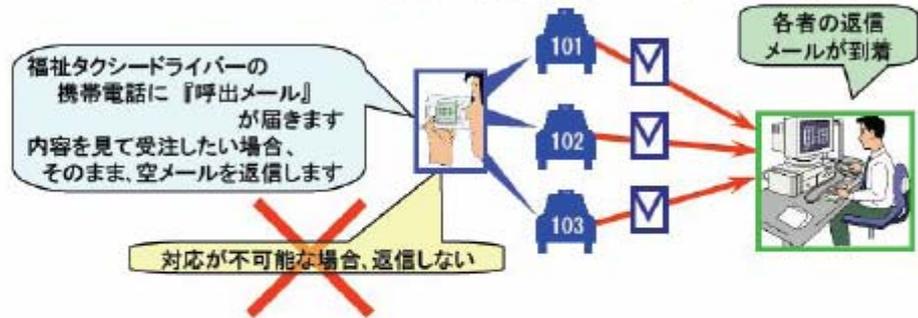
概要

○受注情報配信から車両確定まで（イメージ）

**1. お客様より電話で受注 → 呼出メールを送信**



**2. メールを確認 → そのまま返信**

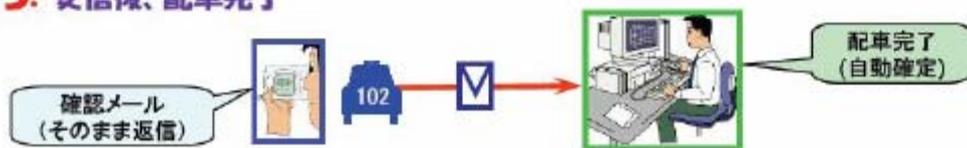


**3. 返信車の中から受注回数少ない人に送信 (もしくは一番返信の早い人に送信)**



**4. 受注を確認 → そのまま返信(了解確認メール)**

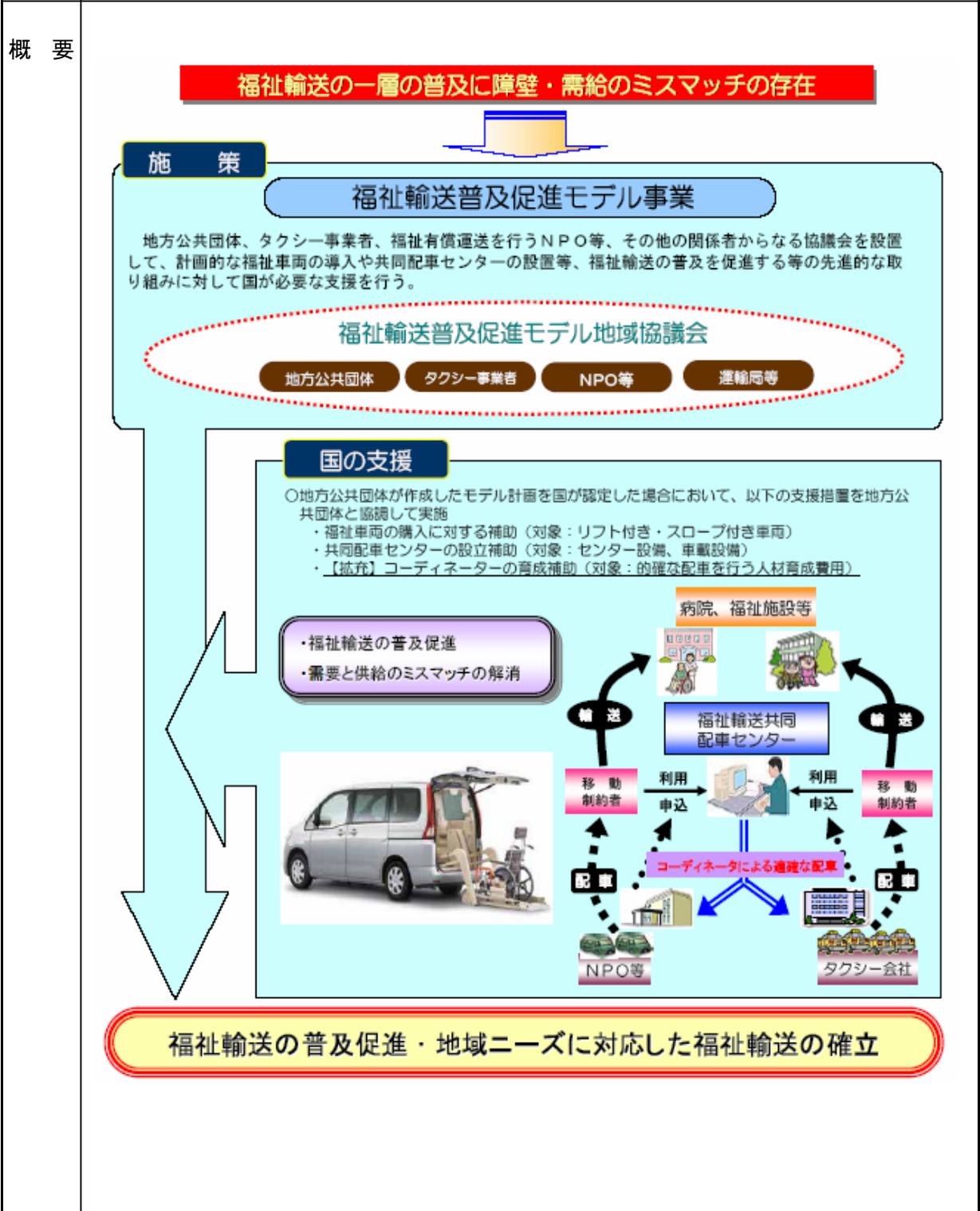
**5. 受信後、配車完了**



所 管 国土交通省

特 徴

- ・本格的な高齢化社会に対応し、福祉輸送ニーズに的確に対応するため、一定の地域において計画的な福祉車両の導入、輸送効率の向上に資する共同配車センターの設立の他、的確な配車を行うコーディネーターの育成に対して重点的な支援を行い、福祉輸送の普及を促進する。
- ・補助－福祉車両の導入：通常車両価格との差額の1 / 2を補助  
共同配車センターに係る通信設備の整備等：国の補助率1 / 3



事例－４	町田市福祉移送サービス共同配車センター	1 / 4
場 所	東京都町田市	
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町田市社会福祉協議会、町田市、小田急交通南多摩(株)、NPO 町田ハンディキャプ友の会の協力により、身体などが不自由で通院や外出が思うようにできない方の外出のお手伝いをする</li> <li>・サービスの利用には、事前登録が必要</li> </ul>	
概 要	<p>○登録できる方</p> <p>単独で公共交通機関の利用が困難な方で、</p> <p>ア 身体障害者手帳１・２級をお持ちの方</p> <p>イ 療育手帳１・２度をお持ちの方</p> <p>ウ 精神障害者保健福祉手帳１・２級をお持ちの方</p> <p>エ 自立支援法に基づく障害認定区分４から６の方</p> <p>オ 介護保険法に基づく要介護状態区分３から５の方。</p> <p>カ ア～オに規定する方と同等程度に、単独で公共交通機関の利用が困難と認められる方・・・医師等の診断書（意見書）等が必要</p> <p>○利用日・時間</p> <p>月曜日～土曜日（日曜日、祝日、年末年始を除く）</p> <p>午前８時～午後５時（自宅発着の時間）</p> <p>（※ この時間帯以外にご利用になりたい場合は、応相談）</p> <p>○利用範囲・目的</p> <p>《やまゆり号運行サービス》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則市外で、ご利用者宅より概ね２時間以内の範囲で利用できます。</li> <li>・ストレッチャー、電動車いす、車いす固定席２台利用の場合は市内も運行します。</li> </ul> <p>《市民外出支援サービス》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内及び市外の同等地区（距離的に同等の地域、運転手の同意が必要）</li> </ul> <p>※ 介護保険法に基づく通院等の乗降介助の送迎加算を得ているサービスは利用できません。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="317 1447 842 1818" style="text-align: center;">  <p>やまゆり号</p> </div> <div data-bbox="880 1447 1383 1818" style="text-align: center;">  <p>あいちゃん号（市民外出支援サービス）</p> </div> </div> <p>○利用回数</p> <p>「やまゆり号運行サービス」「市民外出支援サービス」については、それぞれ、週１回の往復（片道の場合は２回）利用</p>	

場所 東京都町田市

概要

町田市福祉輸送サービス共同配車センターのあらまし



福祉輸送サービス共同配車センター (C)  
 (\*)  
 (相談、登録、配車指示、紹介)  
 運営責任者を配置

やまゆり号運行サービス (\*)  
 (道路運送法第4条事業：注)  
 運行事業者 (小田急交通南多摩圏)  
 配車・運行・料金領収  
 福祉車両 4台 (主車両3台、応援1台)  
 (車いす固定席1の車両2台)  
 (車いす固定席2、ストレッチャー対応車両2台)  
 \* : やまゆり号の名称を継承しての  
 民間事業者による事業  
 主に市外及びバスレッチャー使用での利用  
 の方の担当

市民外出支援サービス (\*)  
 (道路運送法第79条事業：注)  
 実施主体：町田市社会福祉協議会  
 運行：NPO法人町田  
 ハンディキャプ友の会  
 配車・運行・料金領収  
 福祉車両3台 (座席回転型1台)  
 車いす固定席1の車両2台)  
 \* : 市民との協働による事業  
 主に市内及び市外の同等地区を  
 利用の方の担当

- 共同配車センター化による主な改善点及び目標
- ① 利用対象者の拡大  
 (2005年度車いす利用者約150名実利用)  
 車いす使用者に加えて視覚・内部・精神・知的障がい、  
 認知症等要介護高齢者に拡大
  - ② 登録利用者の拡大 1年目350名～450名(目標)
  - ③ 利用時間の延長 午前8時～午後5時、1日6運行設定  
 午前7時～午後7時までの延長可(通院等の予約)
  - ④ 運行回数の増 4,342回(片道換算、2005年度)  
 やまゆり号 (市外、ストレッチャー、車いす2台、  
 電動車いす等 標準回数5,200回)
  - ⑤ 市民外出(市内及び市外) 目標回数：3,000回  
 利用申込み 利用日の1週間前、空きは当日まで可  
 例示 5月15日(火)は5月7日(月)まで
  - ⑥ 加盟介護・福祉タクシースター、タクシースターに配車を実施

対象：単独で公共交通機関利用が困難と認定される重度移動制約者  
 会員制：利用に際してセンターへの登録が必要  
 利用料：90円と150円/km (タクシースターの1/2以内、79条有償運送事業と統一)  
 やまゆり号は経過・免除措置を実施します  
 介助料：乗降介助 (30分以内)は運転手が実施、介助者は利用者で準備  
 事業方式：事業費補助 (公募及び実績により選定)

注：道路運送法第4条及び第43条は、タクシースター事業者等が行う旅客事業をさす。  
 道路運送法第79条は、NPO等の非営利団体が実施する福祉有償運送事業をさす。

場 所 東京都町田市

概 要 ○利用料金

項目	経過措置	やまゆり号	市民外出	備考
車いす使用者 席1台車両 (座席回転)	07年度 (1年目)	30円/km	90円/km	※市民外出車両1台は 現状では大型車両
	08年度 (2年目)	60円/km		
	本則 09年度 (3年目)	90円/km		
車いす使用者 席2台車両	07年度 (1年目)	50円/km	/	※ストレッチャー使用 者、車いす使用者1人利 用の場合は1年目30円、 2年目60円、本則90円 /kmを適用
	08年度 (2年目)	100円/km		
	本則 09年度 (3年目)	150円/km		
乗降介助料 (30分以内)		無料(※)	無料(※)	※乗降介助以外に介助 者が必要な場合は利用 者でご用意願います
待機料金		無料	無料	運行状況を見て今後検 討を行います
キャンセル料		無料	無料	計画的なご利用をお願 いします
免除措置		○生活保護・非課税世 帯は手続きにより無料	○免除措置は無し ○生活保護受給者は法 律により通院費交通費 の助成を申請できます	
料金支払方法		○降車時に利用明細を お渡します。利用 料がかかる方は現金で お支払い願います	○1ヶ月分の利用明細・ 請求書に基づき郵便振 込をお願いします(※)	※現状では制度及びシ ステム上、現金でのお 支払いができません
使用車両		○ストレッチャー、車い す使用者2台乗車車両2 台(大型車両) ○車いす使用者1台乗 車車両2台(大型、小型 各1台)	○車いす使用者1台乗 車車両2台(軽及び小型 車両) ○座席回転車両(大型 車両)	
注：利用料は、利用者の乗車地点から降車地点までの走行距離より算出した金額とする。走行距離はkm以下を切捨て。				
他の移動支援策の利用等				
町田市心身障がい者の通院 及び通所訓練交通費助成		○利用料は対象外 ○有料道路利用料は 対象	○利用料は対象 ○有料道路利用料は 対象	
介護保険法に基づく通院等 の乗降介助の送迎加算を得 ているサービス		利用できません	利用できません	※介護タクシー及び訪 問介護事業所の指定を 受けた福祉有償運送事 業者をご利用ください

事例－４	町田市福祉移送サービス共同配車センター	４／４
場 所	東京都町田市	
概 要	<p>○予約方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 1ヶ月単位の予約申込で行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 前月の1日（土日、祝日の場合は翌日）から20日（土日、祝日の場合は前日）までを申込期間とし、1週間に市外1往復（片道2回）、市内1往復（片道2回）の基準で1ヶ月分の予約申込ができます。</li> </ul> </li> <li>2 その後、時間帯等の調整を行い、予約の可否を21日以降早急に各運行事業者から連絡します。</li> <li>3 配車は通院・通所が優先です。</li> </ol> <p>センターに登録されていない（できない）方、また急な利用や予約が重なり「やまゆり号運行サービス」または「市民外出支援サービス」が利用できない場合は、町田市内の介護・福祉タクシーをご紹介します。</p> <p>○利用登録方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 登録申請書を記入のうえ、手帳等の写し、または診断書、その他証明書等を提出してください。</li> <li>2 後日、乗降介助・移動等に必要な情報《玄関周り、交通状況》の確認のため、ご自宅に伺います。</li> <li>3 その後、登録の可否を通知します。</li> </ol>	

事例－5	よこはまお出かけサポート事業	1 / 2
------	----------------	-------

場 所 神奈川県横浜市

特 徴  
 ・NPO 法人横浜移動サービス協議会が、民間団体の実施する移動サービスの情報提供、高齢者・障がい者等の移動制約者と移動サービス実施団体のコーディネートを行う相談窓口を運営（協働事業提案制度モデル事業として18・19年度実施）

概 要

○事業のねらい

- ①外出の支援の効果は心身の活性化につながり、老化防止、障がい者の自立への一役を担う。
- ②自動車による支援だけでなく、ガイドヘルプ等、利用目的にあわせて多様な移動支援を利用者が選ぶことができることが求められている。
- ③担い手側にも、団塊の世代が地域での活動に参入する機会として、運転という男性が参加しやすい市民運動であり、前向きに生きる利用者とふれ合うことは、生涯学習としての効果も期待される。

○事業内容

- ①お出かけ相談室
  - ・移動サービス利用に係る相談窓口を設置し、一般の公共交通機関を利用したの外出が困難な高齢者・障がい児者等に対して、多種多様なニーズに responding している民間団体の活動を紹介
  - ・対応時間：平日 10:00～18:00 オフィスにてコーディネーターが対応  
土日祝祭日および夜間 電話転送による対応
  - ・対象者：市内移動困難者およびその介助者  
(18年度利用人数：移動についての相談 195件)

保健福祉センター

一般タクシー      鉄道・バス

高齢者      内部疾患患者

社会福祉協議会      お出かけ相談室      地域ケアプラザ

身体障がい者      知的障がい者

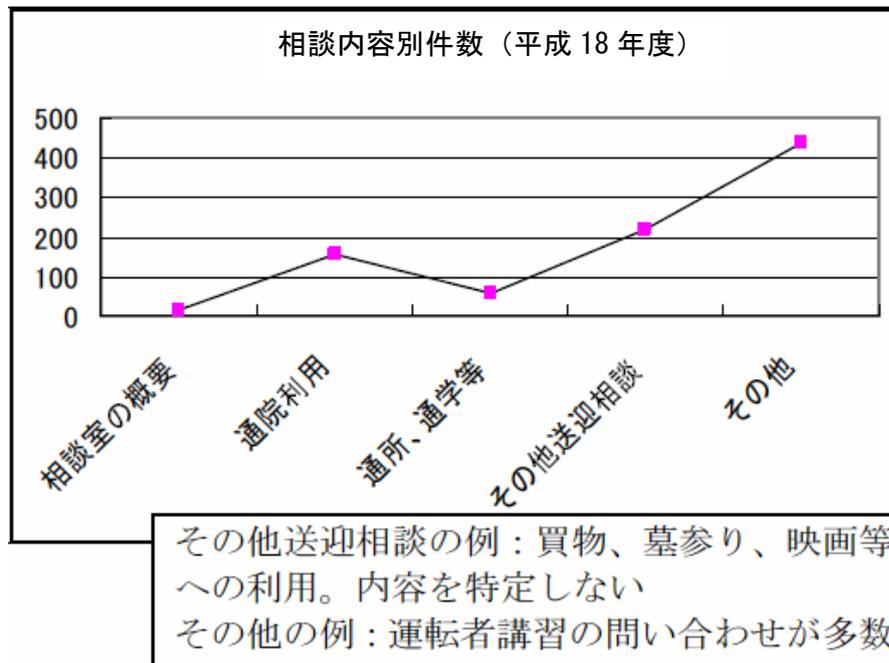
福祉移動サービス      介護タクシー

介護保険・支援費事業所

● 利用者  
● 相談対応  
● 支援者

場 所 神奈川県横浜市

概 要



## ②移動サービス情報誌の発行

- ・相談対応の充実のために、道路運送法第 80 条許可（現 79 条登録）団体の他に、福祉輸送事業限定許可事業者、福祉対応をしているタクシー事業者の情報を収集し、事業者向け移動サービス団体情報 250 部と利用者向けお出かけ便利帳 300 部を作成し、関係各所へ配布
- ・事業者向け移動サービス団体情報誌発行  
各区福祉保健センター、各区社会福祉協議会等配布
- ・利用者向けおでかけ便利帳発行  
各区福祉保健センター、各区社会福祉協議会等配布、販売中

## ③福祉有償運送研修

- ・移動サービスの安全・安心の為に自主講習を福祉有償移動サービス運営協議会において、認証を受け、担い手の拡大に寄与
- ・対象者：介護保険事業者、NPO、NPO 設立を検討中の団体、個人  
（18 年度は 3 回（6 日）実施、受講者 109 人）

## ○成果

- ・多種多様なニーズに答えている民間団体の活動を広く周知し、移動制約者のニーズと結びつけられた。
- ・移動サービスの実態調査と情報提供ができた。
- ・講習は、障がい当事者が講師となりセダン車へのトランス等、身を挺した実技を行い、当事者は対応・要望を担い手に伝えるなど参加者から『目から鱗であった』との感想があった。また障がい当事者からも講師として担い手に『こうして欲しい』など熱い思いを伝えることが出来たと共に社会参加の幅を広げる機会となったとの感想が寄せられた。

事例ー6	ボランティアセンターの設置・運営	1 / 1
------	------------------	-------

所管 国土交通省

特徴

- ・地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱（平成20年2月29日付）の中に、公共交通利用促進に資する事業種目として、「公共交通の利用円滑化のためのボランティアセンターの設置・運営に要する経費」（ボランティアセンター運営費、広報費、調査費等）補助率1/2と明記されている。

概要

○地域公共交通活性化・再生総合事業計画の事業例として、「乗継円滑化」の項目の中に「ボランティアセンター設置・運営」の項目があげられている。

そのイメージは、次のとおり



（地域公共交通活性化・再生総合事業計画の事業例のイメージは以下のとおり）



※B. V. C 交通バリアフリーボランティアセンター

事例－ 7	関西 S T S (スペシャル・トランスポート・サービス)連絡会	1 / 2
場 所	関西一円	
特 徴	<p>・関西 S T S (スペシャル・トランスポート・サービス)連絡会は、関西の地で移動・送迎支援活動を行っているグループや団体・個人のゆるやかなネットワーク化をはかり情報交換・研修・調査・研究等の交流を進めることによって、障がい者・高齢者の自由な移動、そして、より豊かな生活ができる地域社会に近づけることを目指している。</p>	
概 要	<p>○協賛団体</p> <p>自立支援センター OSAKA 大阪市  福祉作業所ダイワ 大阪市  車いす緊急修理サービス 大阪市  NPO 法人「守口送迎」守口市  NPO 法人「自立生活センターFREE」吹田市  NPO 法人「自立生活センターやお」八尾市  輪互夢の会 八尾市  楽々移動サービス 大阪市  近畿大学理工学部社会環境工学科東大阪市  自立生活ステーション「YOU CAN」大東市  NPO 法人寝屋川市民たすけあいの会地域ケアセンター 寝屋川市  移動・福祉・救援「A～GAIN」京都市  長谷部 万人 京都市  NPO 法人「アップストリーム障がい者支援センター」尼崎市  大阪大学交通システム学領域(猪井)  NPO 法人「ふれあい泉」岸和田市  NPO 法人「アクティブ・ネットワーク」茨木市  NPO 法人障害者生活支援センター「すてっぷ21」茨木市  辰巳 千恵 茨木市  NPO 法人「ふれあい大津」大津市  地域福祉互助会 奈良市  松江ヒューマンライフサポート協会 松江市  NPO 法人「せかんど」堺市  京都運転ボランティアの会 京都市  NPO 法人「移動サービスネットワークこうべ」神戸市  NPO 法人地域生活支援センター「ナイスネット」堺市  NPO 法人「暮らしのたすけあい「えぶろんの会」阪南市  サニーサイド Jr 福祉作業所 尼崎市  外出支援センター「チャレンジャー」宝塚市  NPO 法人フクシライフ 泉佐野市  NPO 法人「支援の会ひまわり」西宮市  NPO 法人「ナイト・ケア吹田」吹田市  NPO 法人「み・らいず」大阪市  い～そらネットワーク 大阪市  まちかどプロジェクト 大津市  旅のボランティアグループ「ぬくもり」河内長野市  松尾浩樹(大阪市ボランティア情報センター) 大阪市  のせ移動サービスクラブ 能勢郡  NPO 法人「フィフティ・フィフティ」堺市  つばさ介護サービ(福祉タクシーつばさ)大阪市  京都府社会福祉協議会 京都府  八尾市社会福祉協議会 八尾市  谷内久美子 大阪市  NPO 法人「在宅介護センター奈良」北葛城郡  舞鶴やまびこ会 舞鶴市  NPO 法人「出発のなかまの会」大阪市  (有)まごの手サービス 茨木市  NPO 法人「たんぼぼ」京都市  NPO 法人「きずなの会」堺市</p> <p>移送サービスほっとん 枚方市  モビリティフォース 大阪市  介護タクシー ライフサポート 茨木市  ㈱三原金属工業福祉事業部 大阪市  NPO 法人「自立生活センターいしずえ」大阪市  NPO 法人「社会福祉住環境推進協議会」大阪市  NPO 法人「ベルビー」枚方市  NPO 法人「たいよう福祉送迎ボランティア大阪」大阪市  ライフケア・サポート サブ 吹田市  日本アビリティーズ協会 大阪市  NPO法人自立生活センター・おおさかひがし 大阪市  ヘルパーステーション ハレルヤ 大阪市  NPO 法人「自立生活支援センターはっぴいすまいる」大阪市  自立ホームひまわり 大阪市  生きがいワーカーズ活動支援センター 大阪市  NPO 法人「箕面市障害者の生活と労働推進協議会」箕面市  すいた自立支援センターねばーらんど 吹田市  NPO 法人「ニッポンアクティブライフクラブ 枚方・交野拠点」箕面市  ケアライフ・アシスト 東大阪市  トヨーふれ愛パルク 柏原市  テルウェルボランティア南河内(泉佐野市) 富田林市  NPO 法人「泉南くらしのたすけあい」泉南市  NPO 法人「ほっとライフ」大阪市  NPO 法人「りんかい福祉」泉佐野市  NPO 法人「阪神NPOセンター」伊丹市  NPO 法人「たんぼぼの会」泉佐野市  NPO 法人「サポートセンターわかくさ」大阪市  ㈱陸運新報社(新島)  NPO 法人「いばらき自立支援センターぽぽんがぼん」茨木市  エール 堺市  NPO 法人「セルフ・サポート」泉佐野市  (医)星晶会 伊丹市  内野和也(八尾市土木建設課) 八尾市  NPO 法人「ひかり」門真市  NPO 法人「地域共生スペースぷりぱ」尼崎市  NPO 法人「愛逢」尼崎市  NPO 法人「八木福祉会」奈良市  ㈱A・B・Aモーターズ 泉南郡  ライフサポート 川西市  (資)きくち福祉タクシー 大阪市  柳原崇男(兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所) 神戸市  社会福祉法人 犬鳴山 泉佐野市</p>	

事例－7	関西STS(スペシャル・トランスポート・サービス)連絡会	2 / 2
場 所	関西一円	
概 要	<p>○活動内容</p> <p>①STサービスの広域化とネットワークの確立</p> <p>現在、STサービスには、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者の居住地域 ー①行政からの補助、②STサービス実施団体の偏り</li> <li>2. 利用可能地域 ー①STサービス実施団体の方針、②依頼先の状況</li> </ol> <p>以上の点においてサービス提供状況に地域間格差があります。</p> <p>そこで関西地域内全域を移動可能地域にすることにすること、及び他地域への送迎依頼、他地域からの送迎依頼の受け入れを目指して、関西におけるSTサービス実施団体のネットワークを確立し、STサービスの広域化を目指します。</p> <p>また、国の動きや各地のSTサービスの動向などといった情報を共有するなど、ネットワークを通じた団体間の相互協力も行います。</p> <p>②「移動・送迎支援サービス」実施団体の基盤整備</p> <p>NPO法の活用など組織としての基盤整理や、活動資金確保のための制度や手法などについて、研修会等を行い、各団体が持つ情報やノウハウの交換、講師役を決めての勉強会、議論による新しい手法の考案などを行います。</p> <p>③公共交通機関の改善提案</p> <p>交通制約者のモビリティ確保の問題は、STサービスだけで解決できる問題ではありません。公共交通機関へ改善を提案します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公共交通機関を利用した移動が可能な人の範囲を拡大すること</li> <li>2. STサービスと公共交通機関が連携してシームレス(継ぎ目なし)な移動を可能にすること</li> </ol> <p>④運転者研修・ボランティア活動研修会の開催</p> <p>利用者にとって安全でかつ快適なサービスを提供するため、運転技術やリフトの操作法、利用者との接し方、車いす等の介助方法などについて、初心者に対して学び実践する場を開催することや、より上のレベルを目指しての研修会を開催します。</p>	

事例－ 8	福祉有償運送の「運転協力者講習会」	1 / 1
所 管	国土交通省の認定を受けた団体が講習を実施	
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉有償運送の運転者の要件（改正道路運送法） 「国土交通大臣認定の講習修了者」</li> <li>・福祉有償運送運転手及びセダン等運転者講習会 講習内容は最低 470 分（セダン車等研修を含む）と規定</li> </ul>	
概 要	<p>ONPO 法人「移動送迎支援活動情報センター」で実施の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2日間実施</li> <li>・ 参加費用(1名)：10,000 円＋テキスト代 1,000 円＋適正診断費 1,500 円</li> <li>・ 講習内容は以下のとおり</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>講習内容(第 1 日目)</b></p> <p>10:00 第 1 章 運転協力者研修の目的と研修の進め方</p> <p>10:30 第 2 章 移動・送迎サービスとは</p> <p>11:00 第 3 章 移動・送迎サービスの利用者を理解する</p> <p style="text-align: center;">12:00 昼 休 憩</p> <p>13:00 第 4 章 利用者の心理と接遇</p> <p>14:00 第 5 章 必要とされる介助と活動の様子 ガイドヘルプ及び車イス体験・介助実習</p> <p>16:00 第 10 章 セダン車等運転研修(座学)</p> <p>17:00 終 了 (17:00～ 適性診断)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>講習内容(第 2 日目)</b></p> <p>10:00 第 6 章 移動・送迎サービスに必要な心構えとマナー</p> <p>11:00 第 7 章 福祉車両について</p> <p style="text-align: center;">12:00 昼 休 憩</p> <p>13:00 第 8 章 移動・送迎サービス関連の交通法を理解する</p> <p>14:00 第 9 章 福祉車両・セダン車両への乗降及び運転実技</p> <p style="padding-left: 20px;">1 班:福祉車両への車イス乗降・運転実技</p> <p style="padding-left: 20px;">2 班:セダン車両へ乗降・介助実習・車イス実技</p> <p>17:00 修了式</p> </div>	

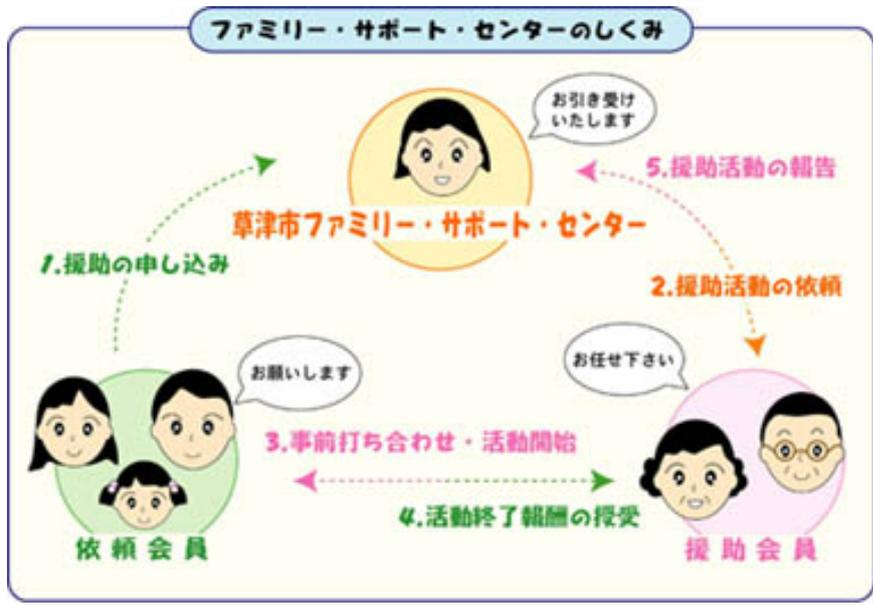
事例－9	ファミリー・サポート・センター事業	1 / 1
------	-------------------	-------

所 管 厚生労働省

特 徴

- ・ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。
- ・草津市では、平成 17 年 10 月から「NPO子どもネットワークセンター天気村」に事業委託して実施している。

概 要 ○草津市ファミリー・サポート・センターのしくみ



- 相互援助活動の例
- ・急な残業の場合に子どもを預かる。
  - ・保育施設までの送迎を行う。
  - ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
  - ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
  - ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
  - ・買い物等外出の際、子どもを預かる。